

## 協議書における留意事項

### 1 協議対象

- (1) 1 法人 1 事業のみ協議できるものとする。
  - ※ 本体と一体的に整備する次の事業は、本体と同じ 1 事業とみなす。(併設型の短期入所整備事業、発達障害者支援センター整備事業、避難スペース整備事業)
  - ※ 共同生活援助は 1 ユニットを 1 事業とする。
- (2) 前回、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付を受けた法人が協議する場合、原則として前回の補助事業年度を含めて 3 年度を経過していること。(ただし、コロナウイルス対策の多床室の個室化は除く。)
- (3) ニーズ調査が行われており、確実に定員を満たすことが見込まれること。
- (4) 整備した施設の転用、譲渡等を行わず、事業の継続性が見込まれること。
- (5) 社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議において、法人審査と独立行政法人福祉医療機構の融資審査において問題があれば補助内示が行われないことから、法人設立申請と同機構への融資申請が国庫補助協議よりも遅延しないこと。
- (6) 短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・保育所等訪問支援整備加算、避難スペース整備加算の対象事業は、本体事業とは別事業として審査するので、加算の対象事業だけを採択しない場合もあること。
- (7) 就労・訓練事業等整備加算、エレベーター等設置整備加算、小規模グループケア整備加算についても、予算の制約で、加算の対象事業だけを採択しない場合もあること。

### 2 補助対象

- (1) 補助対象経費と対象外経費がわかるように、見積書の内訳書を作成すること。
  - ※ 補助対象外の例：土地取得費、土地造成費、職員の宿舎に要する費用、外構工事費、机や椅子の備品購入費等の施設に固定されず設計に影響を及ぼさない経費
  - ※ 工事事務費の補助対象経費は、原則として本体工事費の 2.6% の額が上限
- (2) 補助対象経費に係る契約は、**県の補助金交付決定(令和 5 年 8 月頃)後に締結できるものであること。**
- (3) 補助事業は原則として年度内完了とし、**令和 6 年 3 月までに竣工すること。**
- (4) **建設業者等との契約に当たっては、原則として県又は市町村の入札登録業者の入札により決定すること。**

### 3 資金計画

- (1) 施設開設から 3 か年の収支計画において、安定した事業運営が見込まれること。
- (2) 施設整備の資金計画は、施設整備に伴う土地の確保、造成等に係る経費を含め、補助金の変動等に対応できる余裕があるもの。
- (3) 施設整備に係る総事業費の 10 パーセント以上を自己資金として確保していること。
  - ※ 添付資料である前年度決算の貸借対照表等に、自己資金の財源元を明記すること。
- (4) 寄附金は贈与契約等により確実な履行が見込まれること。また、寄附金は施設整備契約の相手方及びその関係者から受領するものでないこと。
- (5) 寄附金の財源は、寄附者本人の預金等確実な現有資産であること。
- (6) 借入先は、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構との間で協調融資に係る覚書を締結した民間金融機関に限られること。
- (7) 償還金の財源が確実なものであること。
  - ※ 添付資料である前年度決算の収支決算書等に、償還金の財源元を明記すること。